

29年度 公文書開示状況（1月決定分） 財務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H30.1.11	H30.1.24	(1)東京都健康長寿医療センター(29)地下解体その他工事 (2)東京都健康安全研究センター多摩支所(29)解体工事 (3)東京都清瀬喜望園・清瀬療護園(29)解体工事 (4)東京都多摩立川保健所(29)解体工事 (5)旧都立城東職業能力開発センター(29)解体工事 別紙明細書及び共通費算定書	40	1															財務局建築保全部施設整備第一課
2	H30.1.11	H30.1.25	都立久留米特別支援学校(仮称)(29)体育館その他解体工事、都立七生特別支援学校(29)解体工事、都立水元特別支援学校(29)校舎解体工事、都立府中東高等学校(29)校舎棟その他解体工事の別紙明細、経費計算書	108	1															財務局建築保全部施設整備第二課
3	H29.12.1	H30.1.30	都庁舎(28)入退庁管理設備設置工事の契約書	172	1						1	1		1					(7条2号) 契約受注者の代理人の氏名について、個人情報に該当するため (7条4号) 契約受注者の印影について、条例7条4号に該当。偽造等による犯罪予防のため (7条4号及び6号) ネットワーク構成図及び情報処理システム仕様書並びに対象階の図面及び階数について、都庁舎のセキュリティ侵害等による犯罪予防のため また、庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局建築保全部庁舎整備課
4	H29.12.15	H30.1.30	工事成績評定通知書・項目別評定点表 設計等委託成績評定通知書・項目別評定点表 (平成27年3月31日付から平成28年3月30日付まで)	504	1															財務局建築保全部工務課
5	H29.12.14	H30.1.31	都立日野台高等学校(27)改修工事 工事状況報告書、報告書、工程表	140	1						1	1							(7条2号) 工事契約受託者、監理業務契約受託者、現場代理人以外の現場従事者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため (7条4号) 印影は、偽造等による犯罪の予防のため	財務局建築保全部施設整備第二課
6	H29.12.21	H30.1.31	都立日野台高等学校(27)改修工事保護者説明会資料 議事録	154	1															財務局建築保全部施設整備第二課
7	H29.12.21	H30.1.31	都立日野台高等学校(27)改修工事 工事状況報告書、報告書、分科会議事録(第1~27回、第29回、第31回~39回)、定例会議議事録 (第1~27回、第29回、第31回~39回)、旅費請求内訳書	122	1						1	1							(7条2号) 工事契約受託者、監理業務契約受託者、現場代理人以外の現場重視者の氏名、職員の最寄駅は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため (7条4号) 印影は、偽造等による犯罪の予防のため	財務局建築保全部施設整備第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうことになるためあるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのか、該当する項目に「1」を記入しています。

東京都情報公開条例第7条第1号：法令秘情報

第2号：個人情報

第3号：事業活動情報

第4号：犯罪の予防・捜査等情報

第5号：審議・検討又は協議に関する情報

第6号：行政運営情報

第7号：任意提供情報

第8号：特定個人情報

第9号：死者の個人番号

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名又はそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<総枚数>について

・他の開示決定と一体として決定を行っている場合は総枚数欄が空欄になります。